第四条の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「の種別割」を削り、「第百七十七条の十一又は第四百六十三条の十八」を「第百五十八条又は第四百五十一条」に改め、同条第二項及び第三項中「の種別割」を削り、同条第四項中「第百七十七条の十第一項」を「第百五十七条第一項」に改め、「の種別割」を削り、同条第五項中「の種別割」を削り、「第百七十七条の十三第一項」を「第百六十条第一項」に改め、同条第六項及び第七項中「の種別割」を削る。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二十六条　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第百四十五条第三号」を「第百四十五条」に改め、「の種別割」を削り、「第四百四十二条第三号」を「第四百四十二条第一号」に改める。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第二十七条　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一号中「第四百六十三条の十八第三項」を「第四百五十一条第三項」に改める。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第二十八条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第七十一条の二十六」を「第七十一条の二十五」に改め、同条第三項第五号中「、第五条の四の二第一項」及び「及び第五条の四の二第一項」を削り、同条第四項中「特定配当等」の下に「（同号ロに掲げるものを除く。）」を加え、同条第六項第五号中「、第五条の四の二第一項」及び「及び第五条の四の二第一項」を削り、同条第八項第五号中「第五条の四第六項、第五条の四の二第五項」を「第五条の四第五項」に、「附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に改め、同条第十一項第五号中「第五条の四第六項、第五条の四の二第五項」を「第五条の四第五項」に、「附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に改める。

第十二条第四項中「第七十一条の二十六」を「第七十一条の二十五」に改め、同条第六項中「特定配当等」の下に「（同号ロに掲げるものを除く。）」を加える。

第十六条第一項中「第七十一条の二十六」を「第七十一条の二十五」に改め、同条第三項中「特定配当等」の下に「（同号ロに掲げるものを除く。）」を加える。

第三十四条第六項の表第十七条の二の二第一項の項中「、第百六十四条第七項（第百六十五条第三項において準用する場合を含む。）」及び「、第四百五十八条第七項（第四百五十九条第三項において準用する場合を含む。）」を削る。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第二十九条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第三項中「第七十一条の二十六」を「第七十一条の二十五」に改め、同条第五項第五号中「、附則第五条の四の二第一項」を「及び附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」に改め、同条第六項中「特定配当等」の下に「（同号ロに掲げるものを除く。）」を加え、「及び附則第五条の四第一項」に改め、同条第七項中「、附則第五条の四の二第一項」を削り、「、附則第五条の四の二第一項」に改め、同条第十一項第五号中「附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に、「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改め、同条第十二項中「特定配当等」の下に「（同号ロに掲げるものを除く。）」を加え、同条第十四項第五号中「附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四第五項」に、「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」を「及び附則第五条の四第五項」に改める。

（自動車重量譲与税法の一部改正）

第三十条　自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「第一項若しくは第三項」、「第一項若しくは第二項」及び「の種別割」を削り、「第百七十七条の十七」を「第百六十四条」に改める。

（消費税法の一部改正）

第三十一条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四号ロ中「都道府県及び市町村」を「普通地方公共団体」に、「第百六十二条第四項（環境性能割の納付の方法、第百七十七条の十一第六項（種別割の徴収の方法）を「第百五十八条第六項（自動車税の徴収の方法）に、「第四百五十六条第四項（環境性能割の納付の方法）、第四百六十三条の十八第六項（種別割の徴収の方法）」を「第四百五十一条第六項（軽自動車税の徴収の方法）」に、「証紙並びに地方税法」を「証紙及び地方税法」に改め、「第一条第一項第十三号」の下に「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「並びに同法第百六十二条第一項及び第四百五十六条第一項（これらの規定を同法第一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する証紙」を削る。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第三十二条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第五条の四の二」を削る。

（総合特別区域法の一部改正）

第三十三条　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二第四項中「同じ。）又は軽自動車税種別割」とあるのは「同じ。）」と、「」を「同項及び」に、「自動車税種別割又は軽自動車税種別割」とあるのは「自動車税種別割」を「自動車税又は軽自動車税」とあるのは「自動車税」に改める。

（総合特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　総合特別区域法第二十二条の二第一項の指定自家用貨物自動車のうち令和七年度以前の年度分の旧法に規定する自動車税の種別割を課されたことがあるもの（次項の規定の適用があるものを除く。）に係る同条第三項の規定による自動車検査証の返付についての前条の規定による改正後の総合特別区域法第二十二条の二第四項において読み替えて準用する新道路運送車両法第九十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「自動車税」とあるのは「令和七年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に規定する自動車税の種別割又は令和八年度以後の年度分の自動車税（次項において「自動車税等」という。）」と、同条第二項中「自動車税」とあるのは「自動車税等」とする。

2　総合特別区域法第二十二条の二第一項の指定自家用貨物自動車のうち令和元年度以前の年度分の二十八年旧法に規定する自動車税を課されたことがあるものに係る同条第三項の規定による自動車検査証の返付についての前条の規定による改正後の総合特別区域法第二十二条の二第四項においては、読み替えて準用する新道路運送車両法第九十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「自動車税」とあるのは「令和元年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に規定する自動車税、令和二年度から令和七年度までの各年度分の地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法に規定する自動車税の種別割又は令和八年度以後の年度分の自動車税（次項において「自動車税等」という。）と、同条第二項中「自動車税」とあるのは「自動車税等」とする。